運営規程

株式会社銀水会

版　数	第２版

運営規程

株式会社　銀　水　会
小規模多機能施設わたぜ

（事業目的）

第１条　株式会社銀水会が開設する小規模多機能施設わたぜ（以下「事業所」という。）が行う小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援、要介護状態にある高齢者に対し、適正な小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（以下「介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

２　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じた介護サービス計画に基づきながら、利用者の意向を尊重し、適切な介護サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

３　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたって介護サービスを提供できるように努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（１）名称　　小規模多機能施設わたぜ
（２）所在地　　大牟田市大字倉永１６５２番地１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

（１）管理者　１名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護サービスの提供に当たるものとする。

（２）介護支援専門員　１名
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成及び進行管理に当たるとともに、自らも介護サービスの提供に当たるものとする。

（３）看護職員　１名以上
利用者の健康管理及び看護、機能訓練、かかりつけ主治医との連携に当たるものとする。

（４）介護職員　１０名以上
利用者の介護、日常生活の援助、レクレーションの提供等に当たるものとする。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

（１）営業日は３６５日年中無休とする。

（２）営業時間は以下の通りとする。
「通いサービス」営業時間は午前９時から午後５時までとする。
「宿泊サービス」営業時間は午後５時から午前９時までとする。
「訪問サービス」利用者の随時の要請に対応できるように２４時間体制とする。

（登録定員並びに通い、宿泊サービスの利用定員等）

第６条　小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の定員は次の通りとする。

（１）登録定員は、２９名までとする。
（２）通いサービスは、定員　１８名までとする。
（３）宿泊サービスは、定員　７名までとする。
上記の定員は、介護保険法が定める「地域密着型サービス」の指定基準を遵守するものとする。

（小規模多機能型居宅介護の内容）

第７条　小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、自宅に訪問し、又は通い、もしくは施設に泊まることにより、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等や機能訓練などを行う。

（利用料その他の費用額）

第８条　介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

３　事業所は、第８条第１項，第８条第２項のほか、提供するサービスに応じて、次の各号に掲げる費用の額を徴収する。ただし、通常の事業の実施地域を超えて行う訪問サービスを提供する場合の交通費は徴収しない。

（１）食　費　　朝食３１０円、昼食５８０円、夕食５８０円
（２）宿泊費　　１泊2,５００円
（３）おむつ代　実費
（４）前号に掲げるもののほか、介護サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、その利用者に負担させることが適用と認められるもの　実費

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、大牟田市内全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条　事業所は、利用者に対し、その方の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適正な援助を行うものとする。

２　介護サービスの提供は、介護サービスの計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行うものとする。

（緊急時及び事故発生時における対応）

第１１条　事業所の従業者は、介護サービス提供を行っている時に、病状の急変や事故が発生した際は、速やかに主治の医師又は、協力医療機関への連絡対応と状況に応じ市町村、利用者の家族等に連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

（非常災害対策）

第１２条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

（相談又は苦情等に対する対応）

第１３条　事業所は、利用者やその家族からの相談や苦情に対する窓口を設け、円滑かつ迅速に対応出来るよう体制を整えておくものとする。また、再発防止に努めるため記録を保管することとする。

２　事業所は、提供するサービスに関して、市からの文書の提出・提示の求め、又は市職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

３　事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

（衛生管理）

第１４条　事業所は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を行う。

２　感染症の発生防止及びまん延防止の為に必要な措置を講じる。

（運営推進会議の開催）

第１５条　事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員、地域包括支援センターの職員等を構成員とする運営推進会議を２ヶ月毎に開催することとする。

（虐待防止に関する事項）

第１６条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第１７条　事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後６ヶ月以内

（２）継続研修　随時

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。別途、個人情報使用同意書を作成し、情報の保護に努めるものとする。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4　事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5　事業所は介護サービスの提供記録や支援経過の記録、その他各種記録を整備し、サービスの提供に係る保険給付の支払いの日から５年間保存するものとする。

6　事業所は介護サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命及び身体保護を目的としたやむを得ない緊急時を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行ってはならないものとする。緊急時やむ得ない場合に身体拘束を行う際は、法令遵守し対応するものとする。

7　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社銀水会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

１．この規程は、令和７　年　９月　１日から施行する。

２．この規程は、令和８　年　３月　１日から施行する。

・第８条第３項第１号改正